

平成29年11月15日  
改正 令和 2年 3月 5日  
令和 4年 2月25日

## つがる市風力発電設備建設に関するガイドライン

### 1 目的

本ガイドラインは、つがる市（以下「市」という。）において風力発電設備及び設備建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の建設（ただし、自家用かつ高さ10m以下のものは除く。）にあたって、つがる市民の安全・安心、環境保全及び景観形成を確保するために、市において事業を実施する際に遵守する事項や調整手順を示すこととする。

### 2 対象となる設備等

#### (1) 対象設備

本ガイドラインの対象は、発電規模が1基あたり1,000kw未満の風力発電設備等の新設、増設又は改修（以下「建設等」という。）をする場合とする。

#### (2) 対象地域

本ガイドラインの対象地域は市全域とする。ただし、市の行政区域に属さない地域であっても市民の生活に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインを適用することができる。

### 3 建設除外区域

原則として、次の区域内での建設等はできないものとする。

① 航空自衛隊車力分屯基地の外柵から200m以内の区域

② 別紙ガイドラインマップで示された1番の地区と2番の地区の間の点線の区域

※ 建設等の可否の確認が必要と判断される場合は、市において航空自衛隊車力分屯基地に確認する。

### 4 建設等に当たっての基準

発電事業者は、風力発電設備等の建設等に当たって、以下について遵守するものとする。

※ 発電事業者には、設備所有者、土地所有者、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検・維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の風力発電設備等の建設等に関連する業務に従事する事業者を含むものとする。

#### (1) 住宅等からの距離

対象となる風力発電設備等については、住宅等から300m以上離れていること。

※ 住宅等には、学校及び幼稚園等の文教施設並びに病院、特別養護老人ホーム及び介護支援センター等の社会福祉施設を含むものとする。

#### (2) 騒音等

環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月26日）を遵守すること。

### (3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

### (4) 自然環境

動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 景観

① 地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。

② 風力発電設備等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

③ 景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。

④ 風力発電設備等及びその周辺に、管理上必要とされる標識を掲示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、最小限の標識を掲示するものとする。

### (6) 光害

風力発電設備等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように、必要な措置を講ずるものとする。

### (7) 文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（史跡、名勝地等を含む。）及び埋蔵文化財以外の文化財についても、保護するよう努めるものとする。

## 5 ガイドラインに当たっての調整手順

### (1) 市への事業説明

発電事業者は、風力発電設備等の建設等について、設置地域及び規模の概要を計画した段階で市へ事業説明するものとする。

### (2) 関係者等の同意

発電事業者は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（以下「申請書」という。）を送付する前に、建設等を予定している土地の境界から10m以内の全ての地権者（国、地方自治体を除く。）及び当該区域の自治会から建設等の同意書を得ることとし、国に申請書を提出する前に市長に同意書の写しを提出するものとする。

ただし、本ガイドラインの公表前に国に申請書を提出済みの場合は、速やかにこれを提出するものとする。

### (3) 風力発電設備等の建設等に関する提出資料

発電事業者は、国に申請書を送付した日から7日以内に風力発電設備等の建設等に関する届出書（様式1）に以下の関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

ただし、本ガイドラインの公表前に国に申請書を提出済みの場合は、速やかにこれを提出するものとする。

① 申請書（写）

② 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書（写）

(4) 届出内容の変更

5 (3) の規定は、申請書の提出後において、申請内容に変更が生じた場合について準用する。

(5) 工事着工の届出

発電事業者は、風力発電設備等の建設等の工事着工を行う7日前までに、工事着工前届(様式2)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

6 設置後の維持管理等

(1) 発電事業者は、風力発電設備等による事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、事故等が発生した場合は、速やかに市長に報告すること。

(2) 発電事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した時には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を市長に報告すること。

(3) 発電事業者は、設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

7 その他

(1) 発電事業者は、風力発電設備等について、住民等から苦情等の申入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を市長に報告すること。

(2) 本ガイドラインを遵守しない発電事業者については、事業者名、事業概要等を公表するとともに、今後市内における再生可能エネルギー事業の全ての取扱いの中止を求めることとする。

(3) 発電事業者は、本ガイドラインに定めのない事項及び疑義の生じた事項については、市と協議するものとする。